要別村老人福祉施設等雇用対策 事業助成金について

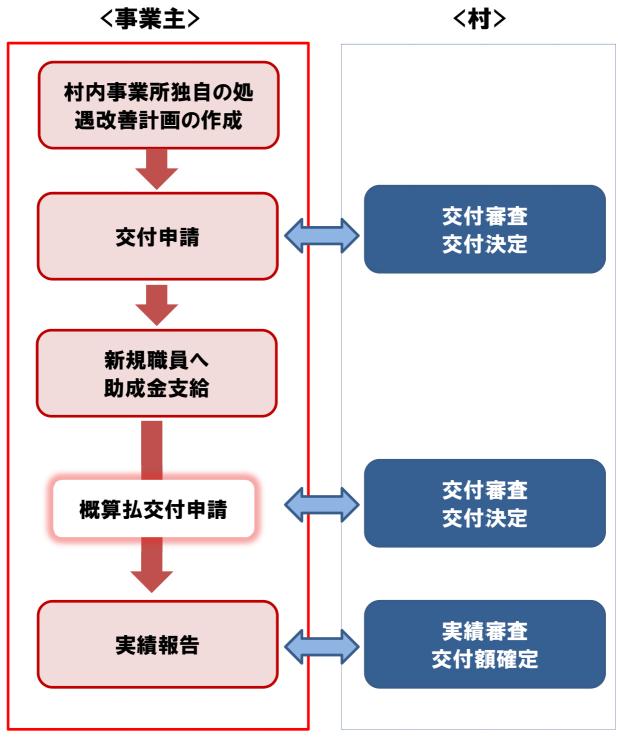
更別村老人福祉施設等雇用対策事業助成金についてご紹介します。

職場環境の改善、職員の資質の向上、雇用の安定、定住化促進を図るため、新規職員を 雇用する介護保険サービス事業主に対し、新規職員に支給する支援金を助成する制度です。 趣旨をご理解のうえ、ぜひご活用ください。

助成内容	助成要件	助成額
更別村内の介護保険サ	【新規職員】	
ービス事業所において	・更別村内の事業所で新たに就労す	
ービス事業所において 新規職員を雇用	・更別村内の事業所で新たに就労する、更別村内に住所を有する者及び 更別村に転入された者 ・常勤職員で、、雇用主として必要な 社会保しての根拠となった ことが齢、ではかず、対象事業を問わず、対象事業を問わず、対象事業を ・甲別の介護保験がある者 ・世がでするが、は、事業がのの特別なのも、は、事業がのののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	新規職員 1 人につき 月額1万円 (助成を決定した月 から3年間助成)
	· · -	

受給までの流れ

助成金の活用に当たっては、事前に「<mark>処遇改善計画</mark>」等を作成し、提出することが必要です。助成金は村の会計年度ごとに交付申請できるものとします。



- ◆ <u>その他支給要件等もありますので、まずは村までお問い合わせください。</u> (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません。)
- ●問い合わせ先 更別村役場保健福祉課 TELO155-53-3000